

**鳥取県告示第 834 号**

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 37 条の 7 第 1 項の規定に基づき、調査員養成研修を行う者を指定したので、同条第 6 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 11 月 21 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
有限会社保健情報サービス	米子市車尾六丁目 2-22	平成18年11月 8 日